

## 特異な小札を配する眉庇付冑について

植 野 浩 三\*

### On the Visored helmet with unusual *Kozane*

Koso UENO

(昭和56年9月30日受理)

#### 1. はじめに

眉庇付冑は、5世紀中葉前後から後半にかけて頻繁に製作・使用された武具の1つである。眉庇付冑がこの時期に出現し、きわめて短期間のうちに衰退する現象は以前より注目されている事であり、その研究も過去幾多の成果が発表され、1時期を代表する特徴的な遺物となっている。

今回紹介する眉庇付冑は、大阪府東大阪市上六万寺町・六万寺往生院に寺宝として保管されているもので、往生院住職川口立誠氏、ならびに寺院関係者の特別な御配慮を受けて発表させていただくことになった。寺伝によれば、この眉庇付冑は、1350(天正5)年、高師泰、高師直の軍を迎え討って敗死した楠木正行(正成の子)の遺品として伝えられているが、冑の形態、製作技法を検討するまでもなく、古墳時代の遺物として取り扱われるものである。

眉庇付冑の出土地点、出土の時期については、現在の段階においてまったく不明であるが、今1つの手がかりとして次のものがある。

『大阪府史蹟名勝天然記念物』第3冊(1927年)には、往生院に関して「維新の頃までは此地方に古墳墓も多く、又田圃の間より古武器を発掘せしが……」とあり、また「寺宝のおもなるものは、(中略)小楠公の遺物と称する甲冑、……」と記されている。一方、『中河内郡誌』枚岡村・大字四条の項(1922年)によれば、四条畷の戦に関連して次のような記述がある。「嘗て喜里川辺にて白骨及鉄器の朽片等発見せり……」と、そしてこの地を正行が敗死した地と定め碑を建立する。その着工の際に「地中より瓶詰にせる人骨、及び数多の武具の破片現れ出でければ……」と記している。

これらの記録に従うならば、いずれの場合も多少の鉄製品を出土しており、当眉庇付冑の出土地点の推測を可能にしている。喜里川辺の場合、多量の鉄器の発見からこの地を楠木正行の戦死の地とし、「小楠公廃骨之所」という碑を立てている。往生院保管の冑が楠木正行の遺品という伝承を重視するならば、出土地点を当地に比定するのが一番妥当と考えられる。また、武具という名称を用いていることも有力な根拠になりえるわけであるがこの記述のみにおいて推定することはいささか危険が大きいといえ、即断を避けたい。いずれにしても、『大阪府史蹟名勝天然記念物』第3冊が刊行された1927年には当眉庇付冑は存在したわけで、それ以前に喜里川近辺(現在の額田近辺か)、あるいは往生院付辺の

古墳より発掘された遺物として考えておきたい。

尚、往生院には、当眉庇付冑とともに三角板鋳留短甲も同様に保管されている。おそらく上述した地点より、冑に伴って出土した可能性が強く、今回あわせて紹介する。

## 2. 眉庇付冑と短甲

眉庇付冑、短甲ともに遺存状態はけっして良好とはいえない。眉庇付冑は、左側面から後頭部にかけて約4分の1が残存するが、腰巻板、管のほとんどを欠き、また、受鉢、眉庇、ならびに鋳は当初から欠落している。短甲についても同様で、引合板から脇部にかけての一部分を残しているのみである。したがって、ここではこれらの残存する遺物から出来る限り細部の特徴を観察し、記述していくことにしよう。

### (1) 眉庇付冑 (図版2, 3, 4)

**鉢** 鉢はすべて鉄板によって製作された楕円形のものである。腰巻板、胴巻板、伏板に内面より地板第1段、第2段の終葉状に切り込んだ小札を重ねて鋳留にしている。腰巻板と胴巻板は側面に継ぎ目を認めないことから、いずれも1板の帯状鉄板を使用して製作されたと考えられる。巻板の幅は、腰巻板が約3cm(現存)、胴巻板が2.5cmを計る。地板第1段、第2段に配される小札は、従来報告されている短冊形の小札とは若干異なり、終葉状に切り込みを施したやや複雑なものである。短冊形の鉄板の長辺2隅と、その中間を弧状に削り込み、突出する2つの山を作り出したこの小札は、山と山を常に平行して配列することによって装飾効果を一層高めているといえる。小札の配列順序は、前額部を起点として左右にめぐらされ、後頭部にて終結させたと考えられる。伏板内面に付着した小札片には、起点の小札の上に左右方向に分かれて重ねていった痕跡が認められ、山状の突起を左右逆方向へ向けて配したことがうかがえる。この場合、起点の小札は、両辺に切り込みを施したものが想定できよう。この小札の鋳留は、地板第2段の場合、上下ともに前後に重り合う2枚の小札を同時に留めている。一方、第1段の場合は、下端の鋳留が地板第2段と同様な手法であるのに対して、上端は小札1枚のみを伏板に鋳留している。また、地板第1段の小札は、下端に比べ上端をいくぶん狭くし、両角を切り落としている。小札の大きさは、地板第1段が上端幅1.5cm、下端幅2.1cm、長さ6.2cm、第2段が幅2.6cm、長さ6.4cmであり、幾分第2段を大きくして製作している。

この小札の規模、形態を考慮して配列についてみると、地板第1段の小札は胴巻板付近の間隔に比べ、伏板部の間隔はかなり狭ばまっていることがわかる。これは第2段の上下端についても同様とうかがえるし、鋳の間隔にも比例している。すなわち、伏板の鋳間隔が6~9mmに対し胴巻板上部の鋳間隔が1.2cm前後、胴巻板下部の鋳間隔が1.2~1.4cmに対して腰巻板の鋳間隔が1.2~1.6cmということになる。この現象は、いうまでもなく彎曲した冑を製作する上において当然のことであるが、胴巻板上下部の鋳が相対していることを考え合わせると、当初から第1段、第2段の小札の枚数を考慮して製作されたことがうかがえるのである。すなわち、第1段、第2段とも同数の小札を用いたため、その結果伏板に近づくにつれて小札の幅がしだいに狭くなることが指摘できるのである。第1段と第2段の小札の大きさが異なることも、計画的に製作された結果であろうし、第1段の小札が下端より上端を狭くして製作され、さらに上端両角を切り落としていることも、小札配列についての技術的配慮が知られるのである。

次に伏板についてみると、伏板は前後頭部の径を長くした楕円形の鉄板を用いている。伏板縁辺部には、地板第1段の小札を固定した鋳がめぐると、注目すべきことは伏鉢縁辺

部にも計13個の鉾を配していることである。この鉾は、最初伏鉢を固定するためのものと考えたが、伏鉢基縁部に接して打ち込まれている鉾は右側頭部の1鉾にすぎず、必ずしもそうとは断定できないようである。伏板の規模は、前後径12.5cm(推定)、左右径11cm(推定)を計る。

**伏鉢・管** 伏板のほぼ中央には、伏鉢と管の一部が残存している。管は伏板内面より伏鉢頂部上約5mmの点まで存在しているが、受鉢に連なる部分、ならびに受鉢はすでに欠落しており現存していない。伏鉢は径5.6cm、高さ2.3cmを計る半碗形のものである。基部の形態は、ほぼ円形を呈するが、いくぶん後頭部、右側頭部にかけて直線的な彎曲を描き、必ずしも正円にはなっていない。伏鉢の頂部には管を挿入しているが、その円孔は中心よりやや右側頭部に寄っている。

管は、伏鉢、伏板を貫通して鉢内面に至っているが、伏板内面において管の先端約6mmを2叉に開き2方向に折り曲げている。管は長方形の鉄板を円筒形に製作し使用しておりその継ぎ目の痕跡が伏鉢内面に顕著にみられる。管を貫通させるために施される伏板の穿孔は、伏板内面より外面に向かって行なわれており、伏板内面中央部(穿孔を施した部分ならびに周辺)は凹状に窪んでいる。管の径は0.8cmを計る。

以上、眉庇付冑について観察したが、復原図に基づいて全体的な数値をあげれば次のようになる。鉢の径(推定)は前後約23cm、左右約21cm、現存高14.5cmとなり、前後の長さには眉庇を加えるとさらに増大される。小札の枚数は現存するもので、地板第1段17枚、第2段14枚であるが、復原推定すると各段とも44枚前後におよぶと考えられる。

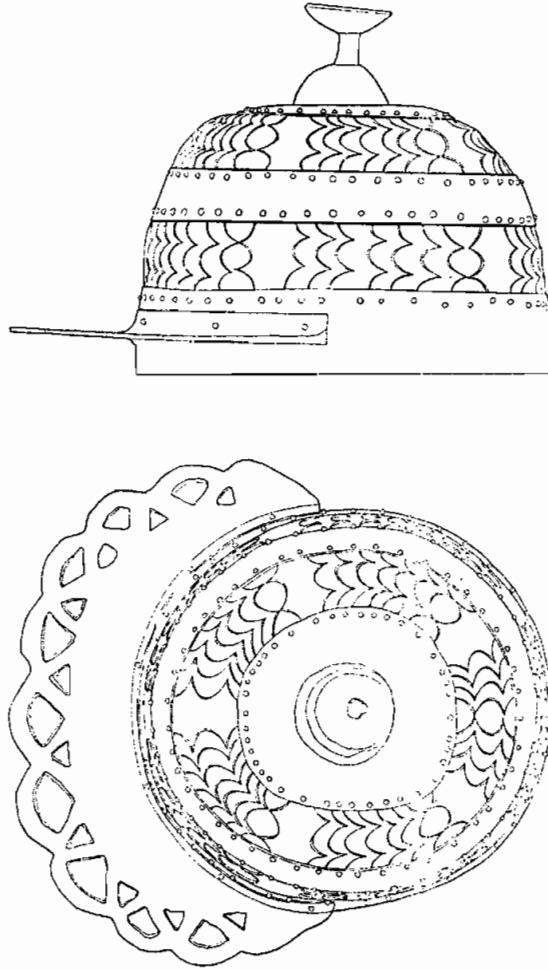
#### (2) 三角板鉾留短甲(図版1, 4)

豎上3段、長側4段の最も一般的な7段型式に属する三角板鉾留短甲である。そのなかで、左前胸の引合板、豎上1, 2, 3段、長側1, 2, 3段の各一部分が残存している。地板の三角板は、長側1, 3段に用い、1段が三角形の長辺を右下りにして引合板、上下の帯状鉄板に鉾留しているのに対し、3段は長辺を右上りに逆転した形をとっている。各段の鉾留の順序としては、まず、後胸より延びてきた豎上1段と長側2段を引合板に鉾留し、次いで豎上においては3段を1段と引合板に鉾留したのち、その空間を2段の地板で塞いでいる。長側では、三角板の地板を鉾留し、そののち他の地板で空間を埋めている。残存する部分が少ないため、脇部から後胸部にかけての形態は不明であるが、鉾留の順序についてはこれまでの三角板鉾留短甲の諸例とさほどの変化はない。豎上1段目の縁辺部にはよく覆輪を施す例があるが、当短甲においては残存部が少なく確認していない。ちなみに各部の数値は、引合板幅3.5cm、豎上3段幅4.3cm、長側1段幅5.2cm、長側2段幅3.7cmである。

### 3. 眉庇付冑の検討

以上のように眉庇付冑、短甲について説明を行ってきたが、ここでは、特に眉庇付冑をとりあげ、これについて若干の検討を行なってみたい。

眉庇付冑の構造については、腰巻板、胸巻板、地板上下2段、伏板、受鉢、伏鉢等から構成される通常の小札鉾留式と何ら変るところはないが、特に、地板第1段と第2段に配された柵葉状の切り込みをもつ小札の形態に大きな特色が見いだされる。いわゆる短冊形の小札と異なり、柵葉状に加工された小札は、その製作の時間・労働面において大きな差異がうかがえるし、技術的にもかなりの熟練を要するであろう。また配された小札については、弧状の切り込みによって作り出された山状の鋭い突起を順序よく重り合わせるこ



第1図 湯山6号墳の眉庇付冑

によって、短冊形の小札にはみられない装飾性に富む作品となっている。

このような小札を配する眉庇付冑については、その類例は少なく、わずか鳥取県岩美郡福部村湯山・湯山6号墳出土の眉庇付冑が知られるにすぎない<sup>1)</sup>。この冑は、今回紹介した眉庇付冑と同様な小札を配するが、両辺切り込みの小札は、鉢を5等分したなかに、前額部を起点として等間隔に5枚配されている。また、この冑には鉢のほか眉庇、受鉢、伏鉢、管等が残存している(第1図)。

それではこれから、往生院の冑と非常に類似性の高いこの湯山6号墳の冑の細部にわたる比較・検討を行ない、問題点を指摘してみたいと思う。

小札の形態は先に触れたように、往生院、湯山6号墳の冑は、ともに片辺切り込みのほかに両辺切り込みの小札を使用していた。片辺切り込みの小札の場合、湯山6号墳のものは往生院のものに比べてわずかながら幅を広くして製作しているが、両者共にその形態はかなり類似し、同一設計に基づいたと考えられる。鉢製作上、地板第1段の小札上端の両角を切り落している点においても同様である。このように相似た規格の小札を使用するこ

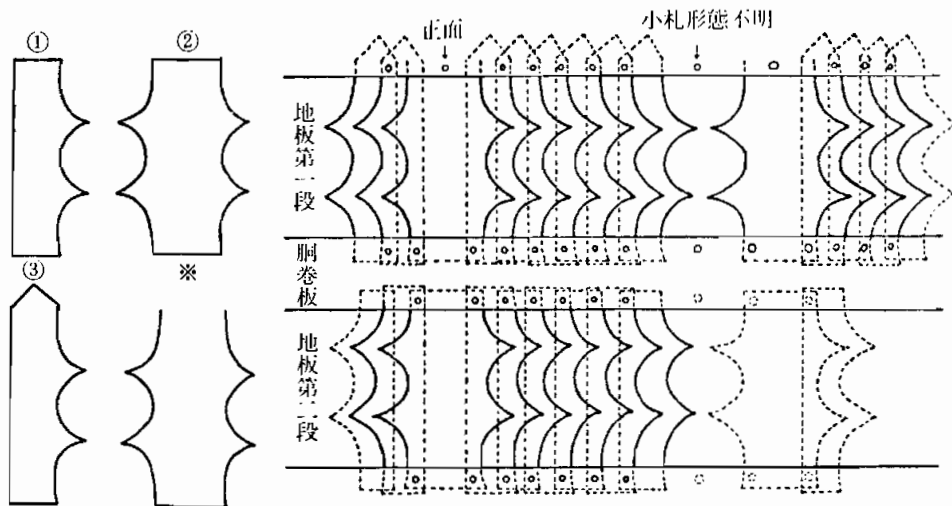
とは、この冑が同一工人により構想・製作されたとすることができよう。

次に配列順序について述べよう。小札の配列は、両者共に前額部を起点として、左右方向にめぐらしているが、湯山6号墳の場合、前額部に固定した両辺切り込みの小札を両側頭部に2個ずつ配しているのにかなりの特異性を認めることができる。その配列は、まず両辺切り込みの小札を前額部を起点として計5枚等間隔に配置し、その間を左右方向に6枚ずつの片辺切り込みの小札で埋める形式をとっている(第2図)。鉦留眉庇付冑において、前額部から左右に小札を配することは通有のことであるが、湯山6号墳のように前額部と後頭部の間で一端配列を間断させ、再び同じ配列をくり返す例はほとんど知られていない。そして、この間断する部分と後頭部で終結している部分には、切り込みを有しない鉄板で塞がれている。これらの特異な配列を行なっている点において、往生院の冑とは大きな違いをみせ、設計・製作・装飾面での思考・技術の精度が知られるのである。

さらに鉦留についてみると、湯山6号墳の片切り込み小札は、各段とも前後重なり合う部分を2枚一緒に鉦留している。これに対し、往生院の小札は、地板第2段と第1段の下端において同様な技法がとり入れられているが、第1段上端においては、確実に1枚1鉦によっている。小札幅の制限とともに、鉦孔の省略が指摘でき、鉦留の相違点として把握できるのである。

以上のように、湯山6号墳出土冑と往生院保管冑について比較・検討を行なったが、各部の類似点とともに少なからずの相違点も指摘できた。特に大きな違いは、小札の配列方法であり、往生院の冑が通有の小札鉦留式の配列を踏襲しているのに対して、湯山6号墳の冑はやや亜式の方法によっていることである。このような配列をもつ冑については、管見内において他に類例を認めないが、小札鉦留眉庇付冑が製作されるなかで、一種の技巧をこらした作品を生んだと解されよう。

湯山6号墳の冑についてはこれぐらいで留めることにして、次に往生院保管冑で指摘しえなかった問題について述べよう。まず、地板第1段と第2段の形態差であるが、これは前にも少し触れたように、冑の形態上当然の要素とも考えられる。特に、地板第1段と第



第2図 湯山6号墳冑 小札形態と配列

①、②地板第2段

③、※地板第1段

2段の小札の枚数を同じくする冑については顕著にみられるところである。また、これと関連して、地板第1段の小札の上端を切り落とすことについては、(1)3枚の鉄板を1本の釘で留めるのを極力避ける、(2)釘脚の厚さが加わることにより、小札がうまく重ならなくするのを防ぐ、(3)彎曲させるのが容易、などのようにいくつかの要因が示されている<sup>9)</sup>。本例においては、このなかで特に(1)、(2)が主な理由として考えられ、第1段の小札の幅が上端へいくほど狭くなっていることもこれを裏付けている。

次いで、伏板の釘留についてみると、伏板には地板第1段の小札を留めた釘のほか伏鉢の縁辺をめぐるように釘が打ち込まれていた。この釘のなかで、伏鉢に直接接するものはわずか1個認めただのみで、そのほかは2～4mmの間隔をおいて存在している。このような釘を配する理由としては、伏鉢を固定することが指摘されているが<sup>9)</sup>、本例の場合必ずしもこれに合致するとはいえない。

この釘について今少し触れると、滋賀県新開古墳では、多数の短甲とともに眉庇付冑が出土している<sup>9)</sup>。このなかで竪矧細板釘留式の冑2個については、伏鉢縁辺部に釘留が施されている。この釘は、伏鉢に接しているものが大半であるが、なかには約3mmほど間隔をあけているものも存在している。伏鉢を釘で固定するためには、最低3、4個の釘を必要とすることから考えれば、当冑は、充分この役目が果たされると言える。また、この釘は、伏鉢のみならず、管、受鉢の前後・左右の揺れを防ぐ意味をも含めていたと考えられる。しかし、伏鉢、管、受鉢の構造からすれば、伏鉢、受鉢の固定は、各部位の接合部をかきめること、あるいは管の径を伏鉢、受鉢間で調整することにおいても充分解決できるわけであるが、あえて伏鉢縁辺部に釘留を施したことは、固定を厳重に行なうとともに、装飾的な意が多分にこめられていたと考えられる。一方、新開古墳小札釘留式の冑の1つは、この釘留は伏鉢とかなり隔てて施され、まったく伏鉢固定の役目を果たしていない。むしろ装飾として施されたと理解できる。伏鉢縁辺部の釘留が、当初から伏鉢固定の主体的要素として存在したのではなく、副的な要因として施されたため生じた結果と考えられよう。少なからず受鉢、伏鉢、管を固定する役目を果たしていたものが、単に形式的な意匠として装飾されるようになったと理解できよう。さらにこれは、たびたび省略されて施されない場合もあり、最終的にはまったく消滅するに至ると考えられる。横矧板釘留眉庇付冑に、この釘留が僅少なことはこれを裏付けている。しかしながら、本件については資料不足の感はまぬがれず、今後充分な検討を要することはいうまでもない。一応、伏板にみられた釘留について、本例の位置付けを行なうに留めておこう。

#### 4. おわりに

古墳時代中期に代表される眉庇付冑のなかにあつて、小札の形態に特徴をもつ本例が、どのような位置を占めるかについて最後に論じなければならない。眉庇付冑は、大きく分類して竪矧細板釘留眉庇付冑、小札釘留眉庇付冑、横矧板釘留眉庇付冑に分かれ、それぞれ時間的な移行のなかで衝角付冑と同様に簡略化が行なわれることが指摘されている。その時期については、5世紀第2の4半世紀に出現し、5世紀末あるいは6世紀初頭まで存続したと考えられている<sup>9)</sup>。本例については、そのなかで小札の形態に特異性はあるものの、巻板、地板、その他は諸例と同様の技法を用いており、小札釘留眉庇付冑に属すると考えられる。小札の幅は比較的狭く、地板第1段1.5～2.1cm、第2段2.6cmであり、上下段とも同数(推定44枚前後)の小札を用いている。また伏板中央にみられる釘列は、釘留の機能を果たしているとはいえず、単に形式化された装飾として施されている。このよう

なことから本例の時期決定をするならば、少なくとも小札鋳留式のなかでもさほど下らない時期を与えることができ、5世紀第2の4半世紀に上限を求めると考えられる。共伴した三角板鋳留短甲も同様な時期と考えてよいだろう。

本例に類似した小札を配する湯山6号墳の冑は、小札の配列こそ異なるが、形態上においてはまったく同一のものである。おそらくこの冑も本例と同一時期に、同一の工人によって製作されたと考えて間違いなからう。5世紀代における甲冑の製作は、甲冑が畿内で大量に副葬物として出土すること等から、畿内で組織された工人集団によったと考えられている<sup>6)</sup>。そして、それは畿内政権が何らかの形（政治・経済的関連等）で地方へ配布したと解されている。この意味においても本例と湯山6号墳の眉庇付冑は、重要な位置を占め、古墳時代文化の伝播ならびに社会体制の考察を可能にしてくれる。そして、金銅製、金銅張製の冑とはまた違った、当時の工人の手工を読みとることができるのである。

#### 註

1. 久保穰二郎ほか『湯山6号墳発掘調査報告書』（『福部村文化財報告書』鳥取県福部村教育委員会）1978年
2. 小林謙一「妙前大塚古墳出土の眉庇付冑」（『保存科学研究室紀要』3 元興寺仏教民俗資料研究所）1974年
3. 小林謙一 前掲註(2)
4. 鈴木博司ほか「栗太郡栗東町安養寺古墳群発掘調査報告書 新開古墳」（『滋賀県史蹟調査報告』第12冊 滋賀県教育委員会）1961年
5. 小林謙一「甲冑製作技術の変遷と工人の系統(下)」（『考古学研究』第21巻第2号）1974年
6. 小林謙一 前掲註(5)

#### Summary

This paper introduces historical materials on *Mabisashitsuki*-helmet which has been kept at Ojyoin (Kamirokumanji-cho, Higashiosaka-city, Osaka-pref.). One of the features of this helmet is to have unusual *Kozanes*. This type of the helmet was found only at No. 6 Yuyama tumb (Tottori-pref.). The comparison and discussion were made on these two helmets.



図版1 往生院保管短甲



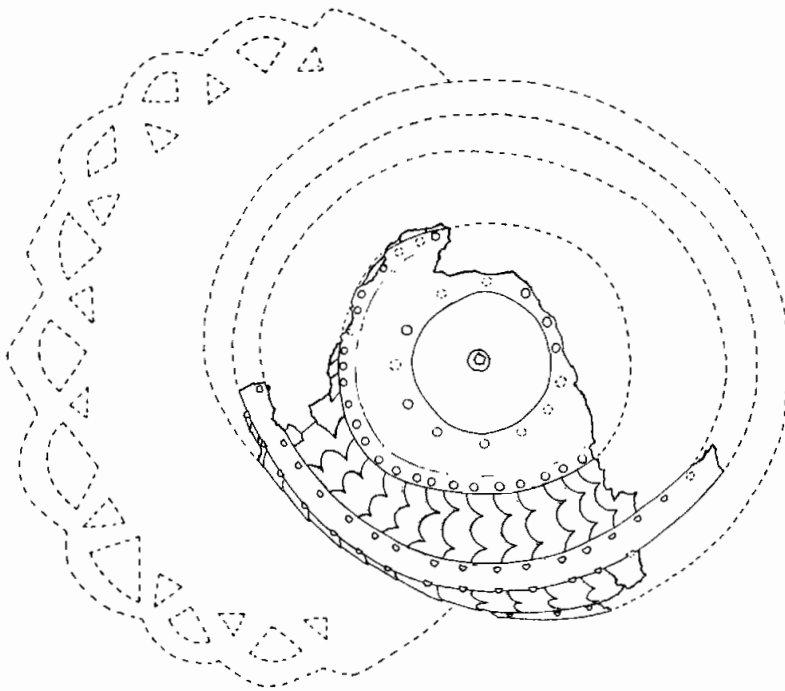
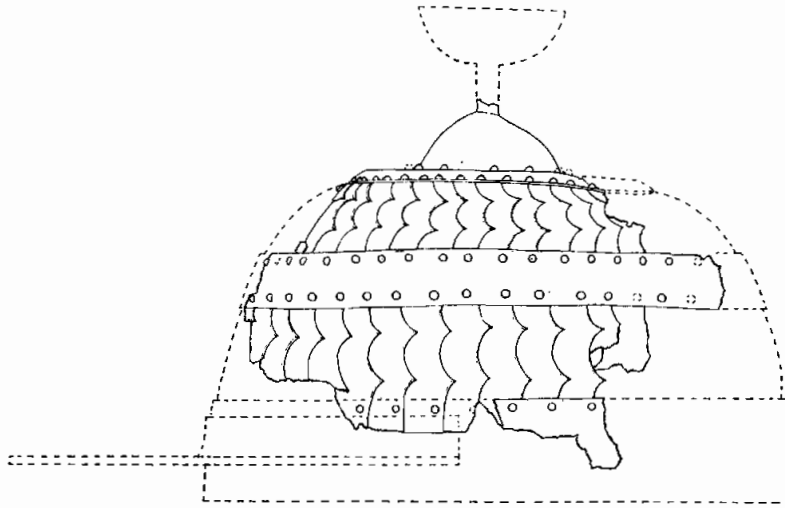


厩庇付胃外面

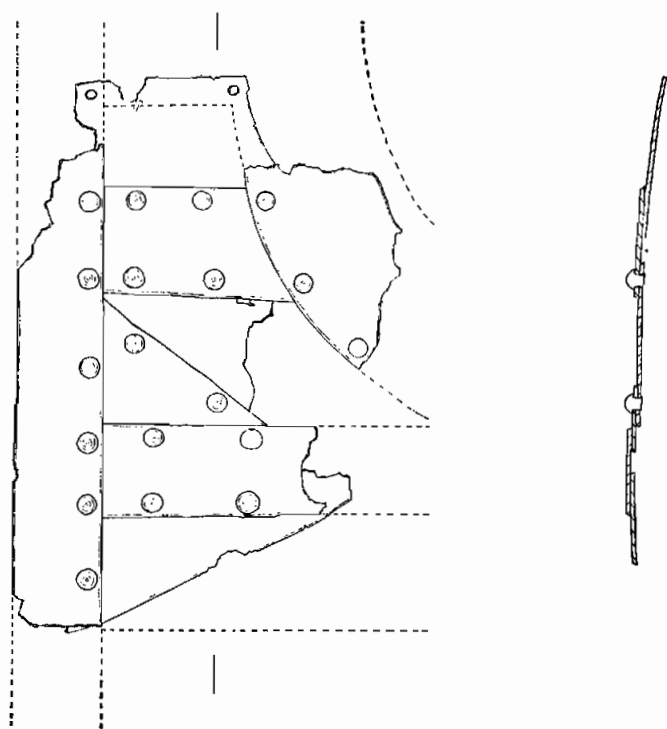
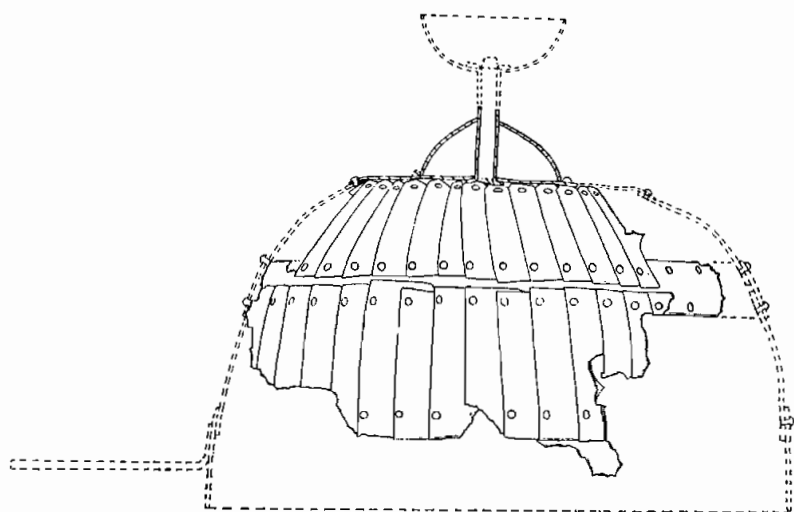


厩庇付胃内面

図版2 往生院保管厩庇付胃



図版3 眉庇付甕



0 20cm

図版4 眉庇付竹・短甲